令和８年１０月１日

学生及び保護者　各位

沖縄工業高等専門学校
学生課長（公印省略）

令和８年度後期授業料免除について（通知）

このことについて、令和８年度後期授業料免除の募集を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

つきましては、申請希望の方は下記をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。

なお、授業料免除を申請した場合、採否結果が確定するまでは後期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

国立高等専門学校機構における授業料減免

・災害等の特別な事情による授業料免除【全学年対象】

申請要件に該当する方は、「就学支援金制度（１～３年生)」「高等教育の修学支援新制度による授業料減免（４年生以上)」とは別に授業料免除が認められる場合がありますので、申請を希望する場合は１０月３０日（金）までに学生課学生係まで申出ください。

※申請要件

（１）災害等による特別な事由による場合

（２）その他特別な事由の場合

（３）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合

詳細につきましては令和８年度授業料免除申請要項（抜粋）をご確認ください。

【問い合わせ先・書類提出先】
沖縄工業高等専門学校
学生課学生係
Tel.0980-55-4032
Fax.0980-55-4012
Email.ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

令和８年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

２　その他の授業料免除

（１）災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により，授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

① 授業料の各期の納付期限前６月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前１年以内）において，学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって，校長が相当と認める事由がある場合

（２）その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち，以下①～④のいずれかに該当し，かつ，経済的に授業料の納付が困難※1 であると選考機関が認める場合

① 授業料の各期の納付期限前６月以内において，学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があった者

② 在学した期間が通算して 36 月を超える等，就学支援金の受給資格のない学科３年生以下の学生であり，かつ，学業優秀※2 と認められる者

③ 就学支援金の受給資格対象となる学科３年生以下の学生のうち，課税証明書が発行されない等の理由により，当該制度による加算が認められない又は申請できない者で，かつ，学業優秀※2 と認められる者

④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

（３）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合は、 学生課学生係までご相談ください。

※１ 「経済的理由によって授業料の納付が困難」※1 とは，別途定めるところにより，その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし，長期療養者がいる世帯，身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については，特例が認められ，基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※２ 「学業優秀」とは，以下の基準を満たす場合です。

一 学科生（第一学年に限る。）及び編入学生（編入１年目の者に限る。） 授業料免除を行う期に応じ，次に定める基準に該当すること。

ア 前期 中学校（編入学生は，直前に在籍していた学校）在学時の成績又は入学試験の成績が入学者の上位３分の２以上であること若しくは校長がそれらと同等の学力があると認めること。

イ 後期 授業料免除を行う期の直前の学期における成績が上位３分の２以上であること又は校長がそれと同等の学力があると認めること。

二 前号に掲げる以外の学生

授業料免除を行う期の直前の期において，各学校が定める標準単位数を修得し，成績が上位３分の２以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めること。

ただし，母子・父子家庭，生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については，特例が認められます。なお，修得単位が皆無若しくは極めて少ない者，留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において，同一学年にとどまっている者をいう。）は，病気，留学など特別な事由があると認められる場合を除き，免除の対象とはなりません。

３　提出書類

・国立高等専門学校機構における授業料免除　　→Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」

なお，提出した書類は返却しません。

４　免除許可・不許可の連絡

選考結果は，保護者宛に文書で通知します。

５　その他

・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
・一度お出しいただいて受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。
・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも，選考はそれぞれの期ごとに行うため，前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
・前期は４月１日，後期は１０月１日現在の状況をもとに選考を行います。
・授業料免除等の申請に伴う許可，不許可が決定されるまでの間は，その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

７　申請に関するお問い合わせについて

・ご不明な点等ありましたら、沖縄高専　学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。
（8：30～17：00　※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

Ⅱ　提出書類

１　全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書	
	家族状況等申告書（様式２）	
	市区町村発行の所得証明書 ・令和８年度分（令和７年所得についての記載があるもの） ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，１５歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常６月以降に発行
	住民票（免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	市区町村役場

２　該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」（様式２）により該当する書類	各機関

（注）
１．申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
２．提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は，申請がなかったものとみなします。
３．提出期限後の提出については受付できません。

Ⅲ　提出書類様式

（様式１－１）授業料免除申請書

（様式２）家族状況等申告書

（様式３）給与支給（見込）証明書

（様式４）退職及び退職金支給証明書

（様式５）無収入申立書

（様式６）母子・父子世帯等申立書

（様式７）在学及び就学状況等証明書

（様式８）長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

（様式９）主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書